

事例番号:290270

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第四部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 35 週 4 日-36 週 0 日 腎盂腎炎にて入院治療、尿培養検査にて大腸菌陽性

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 37 週 3 日 前期破水にて来院

4) 分娩経過

妊娠 37 週 5 日

9:30 陣痛開始

10:05 オキシトシン注射液による陣痛促進開始

18:26 子宮底圧迫法にて児娩出

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:37 週 5 日

(2) 出生時体重:2408g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.29、PCO₂ 42mmHg、PO₂ 21mmHg、HCO₃⁻ 19.6mmol/L、
BE -5.9mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 5 点、生後 5 分 7 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バック・マスク)

(6) 診断等:

出生当日 耳漏の細菌培養検査で大腸菌検出

生後 6 日 退院

生後 8 日 自宅にて活気低下、泣き止まず母乳も飲まないため当該分娩
機関に救急搬送、傾眠傾向、頭頂部の膨隆、無呼吸発作出現、
血液検査、髄液検査で炎症所見を認め、血液、便、髄液の細菌培
養検査より大腸菌検出
交通性水頭症の診断で穿頭ドレナージ術施行

(7) 頭部画像所見:

生後 8 日 頭部 CT で、びまん性脳浮腫・脳室拡大・脳室内出血を認める
生後 7 ヶ月 頭部 MRI で著明な脳室拡大と脳実質の菲薄化を認める

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分: 病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師: 産科医 4 名、小児科医 1 名

看護スタッフ: 助産師 5 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、大腸菌による敗血症、細菌性髄膜炎の可能性が高
いと考える。

(2) 大腸菌の感染時期および感染経路は不明である。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理(血液検査、超音波断層法、投薬等)は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 37 週 3 日、破水のため来院した際の対応(内診、超音波断層法実施)お
よび、その後の分娩管理(分娩監視装置装着、パルシリン測定、血液検査、超音
波断層法実施)は一般的である。

(2) 妊娠 37 週 5 日にキシリチン注射液で陣痛促進としたことおよび、陣痛促進にあ
たり、書面を用いて説明し同意を得たことは一般的である。

(3) キシリチン注射液投与に関し、ブドウ糖注射液 500mL にキシリチン注射液 5 単位を溶
解し 12mL/時間で開始し、12mL/時間毎増量したことは一般的であるが、キシリ

シ注射液の初回投与開始後、17分で増量したことは一般的ではない。

- (4) オキシシ注射液投与中の11時55分から13時26分まで分娩監視装置が装着されていないことは一般的でない。
- (5) 臍帯動脈血ガス分析を行ったことは一般的である。

3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸)は一般的である。
- (2) 出生後、蘇生が必要な状態にあった児に対して、酸素投与を行いながら早期母子接触(診療録の記載はカガルーケ)を行ったことは一般的ではない。
- (3) 出生後の呼吸障害に対しNICUに入院としたこと、保育器管理とし精査したこと、および生後1日に症状軽快し母児同室管理としたことは一般的である。
- (4) 生後6日に退院としたことは一般的である。
- (5) 生後8日に水頭症、脳出血にて入院精査としたことは一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 子宮収縮薬(オキシシ)の使用については「産婦人科診療ガイドライン-産科編2014」に則した使用方法が望まれる。
- (2) 人工羊水注入について、実施基準やその実施中の管理について院内で検討することが望まれる。また、実施した内容について具体的に診療録に記載することが必要である。

【解説】人工羊水注入の処置開始後、オキシシ点滴投与中にもかかわらず約1時間半にわたって分娩監視装置が装着されていなかった。また、人工羊水注入の目的や実施した方法などが診療録に記載されていなかった。

- (3) 分娩後の早期母子接触については、「『早期母子接触』実施の留意点」に則した実施が望まれる。
- (4) 診療録の記載と家族からみた経過に一致しない点が散見されるため、医療スタッフは妊産婦や家族とより円滑なコミュニケーションが行えるよう努力することが望まれる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

事例検討を行なうことが望まれる。

【解説】 本事例では児は出生時、軽度新生児仮死であったが、異常なく退院したため事例検討は行われていないが、その後脳性麻痺を発症していることから、当該報告書を基にあらためて事例の検討を行うことが望まれる。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。